

# 令和七年十一月二十日（木）議事日程 第一日 十 一 月 青森県議会第三百一十四回定例会会議録 第二号

令和七年十一月二十日（木）議事日程 第一日  
午前十時三十分開議

第一、会期決定  
第二、会議録署名議員指名

第三、議案第一号から議案第三十二号まで及び報告第一号から報告  
第七号までについての知事提案理由説明

第四、決算特別委員長報告

第五、決算特別委員長報告に対する質疑

第六、第三百一十三回定期会において継続審査に付された議案第十

七号、議案第十八号及び議案第二十一号から議案第二十四号までに対する討論、採決

第七、議長休会提議

## 本日の会議に付した事件

第一、会期決定

第二、会議録署名議員指名

第三、議案第一号から議案第三十二号まで及び報告第一号から報告

第七号までについての知事提案理由説明

第四、決算特別委員長報告

第五、決算特別委員長報告に対する質疑

第六、第三百一十三回定期会において継続審査に付された議案第十

七号、議案第十八号及び議案第二十一号から議案第二十四号までに対する討論、採決

第七、議長休会提議

午前十時三十分開会  
出席議員四十七名

議長	工藤慎康	二番	工藤貴弘
一一番	工藤慎康	三番	工藤悠平
二番	工藤嘉一郎	四番	工藤嘉一郎
三番	井本貴之	五番	小笠原大佑
四番	夏堀嘉一郎	六番	夏堀嘉一郎
五番	大澤祥宏	七番	大澤祥宏
六番	北向由樹	八番	北向由樹
七番	吉田ゆかり	九番	吉田ゆかり
八番	齊藤孝昭	十番	齊藤孝昭
九番	大平陽子	十一番	大平陽子
十番	夏坂修	十二番	後藤清安
十一番	大澤祥宏	十三番	吉田ゆかり
十二番	後藤清安	十四番	大澤敏彦
十三番	吉田ゆかり	十五番	成田陽光
十四番	大澤敏彦	十六番	福士直治
十五番	成田陽光	十七番	大崎光明
十六番	福士直治	十八番	木明和人
十七番	大崎光明	十九番	鶴賀谷
十八番	木明和人	二十番	小比類巻正規
十九番	鶴賀谷	二十一番	菊池
二十番	小比類巻正規	二十二番	高畠紀子
二十一番	菊池	二十三番	高畠紀子
二十二番	高畠紀子	二十四番	田端深雪
二十四番	田端深雪	二十五番	吉俣
二十五番	吉俣	二十六番	谷川政人
二十六番	谷川政人	二十七番	寺田達也
二十七番	寺田達也	二十八番	齊藤正勝
二十八番	齊藤正勝	二十九番	花田栄介
二十九番	花田栄介	三十番	高橋修一
三十番	高橋修一	三十一番	寺田達也
三十一番	寺田達也	三十二番	堀沢正勝
三十二番	堀沢正勝	三十三番	高橋修一
三十三番	高橋修一	三十四番	丸井晴美
三十四番	丸井晴美	三十五番	川村博一
三十五番	川村博一	三十六番	安藤清美
三十六番	安藤清美	三十七番	工藤知悟
三十七番	工藤知悟	三十八番	山田清文
三十八番	山田清文	三十九番	山田光
三十九番	山田光	四十番	橋兼光

出席事務局職員	局長	工藤康成	次長	伊藤敏文	四十三番	清水悦郎	四十五番	田中順造	一郎
議事課長	角田正人	總括主幹	下村恭子	伊吹信一	四十七番	田中順造	一郎	田中順造	一郎
總括主幹専門員	中野弥寿喜	山口友一	伊吹信一	伊吹信一	四十七番	伊吹信一	伊吹信一	伊吹信一	伊吹信一
主査	畠中祥将	主幹	伊藤敏文	伊藤敏文	四十五番	田中順造	一郎	田中順造	一郎
副知事	宮下宗一郎	幹事	伊藤敏文	伊藤敏文	四十二番	森内之保留	之保留	之保留	之保留
副知事	小谷知也	伊藤敏文	伊藤敏文	伊藤敏文	四十四番	阿部广悦	阿部广悦	阿部广悦	阿部广悦
副知事	奥田忠雄	伊藤敏文	伊藤敏文	伊藤敏文	四十六番	阿部广悦	阿部广悦	阿部广悦	阿部广悦
副知事	澤田純市	伊藤敏文	伊藤敏文	伊藤敏文	四十八番	田名部定男	田名部定男	田名部定男	田名部定男
総務部長	千葉雄文	伊藤敏文	伊藤敏文	伊藤敏文	十九番	和田寛司	和田寛司	和田寛司	和田寛司
財務部長	後村文子	伊藤敏文	伊藤敏文	伊藤敏文	欠席議員	一名	一名	一名	一名
総合政策部長	若松伸一	伊藤敏文	伊藤敏文	伊藤敏文					
こども家庭部長	木久義	伊藤敏文	伊藤敏文	伊藤敏文					
交通・地域社会部長	船木久義	伊藤敏文	伊藤敏文	伊藤敏文					
環境エネルギー部長	島信一	伊藤敏文	伊藤敏文	伊藤敏文					
健康医療福祉部長	川義幸	伊藤敏文	伊藤敏文	伊藤敏文					
経済産業部長	藤直樹	伊藤敏文	伊藤敏文	伊藤敏文					
観光交流推進部長	斎藤直樹	伊藤敏文	伊藤敏文	伊藤敏文					
農林水産部長	成田澄人	伊藤敏文	伊藤敏文	伊藤敏文					
県土整備部長	新屋孝文	伊藤敏文	伊藤敏文	伊藤敏文					

地方自治法第二百二十二条による出席者

副 知  
知  
事 事  
小 宮  
谷 下  
知 宗一郎  
也

出席事務局職員	局長	工藤康成	次長	伊藤敏文
主査	議事課長	田正人	総括主幹	下村恭子
中畑	中野弥寿喜		主幹	伊藤敏文
祥将			幹山口友一	

四十三番 清水悦郎  
四十五番 田中順造  
四十七番 伊吹信一

◎ 開會宣告

○議長（工藤慎康）おはようございます。

ただいまより第三百二十四回定例会を開会いたします。

◎自治功劳者表彰状伝達

○議長（工藤慎康）　日程に先立ち、表彰状の伝達を行います。

去る十月三十日開催の第百八十二回全国都道府県議会議長会定例総会において、議員在職十年以上の自治功労者として谷川政人議員が表彰されました。よつて、表彰状の伝達を行います。あわせて、知事より記

念品の贈呈があります

谷川政人議員は演壇の前にお進み願います。

らの記念品の贈呈を行います。

谷川政人議員は、壇上へお進み願います

表彰状

谷川政人殿

あなたは青森県議会議員として在職十年以上に及び地方自治の発展に努力された功績は誠に顕著であります

よつてここにその功労をたたえ表彰します

令和七年十月三十日

全国都道府県議会議長会

〔谷川政人議員、表彰状の伝達並びに記念品の贈呈を受ける〕

○議会事務局長（工藤慎成） 以上をもちまして表彰状の伝達を終わります。それぞれの席にお戻りください。

◎ 新任者紹介

○議長（工藤慎康） 次に、新任者を紹介いたします。——横町俊明公安委員。

○公安委員（横町俊明） このたび令和七年十月八日付をもちまして、青森県公安委員会委員に再任されました横町でございます。

職責の重大さを認識いたしまして、今後も誠心誠意努めてまいる所存でございます。どうぞ各議員の皆様方の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（工藤慎康） 日程に入ります。

◎ 会期決定

○議長（工藤慎康） 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。会期は、本日から十一月八日までの十九日間とい

たしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤慎康） 御異議なしと認めます。よつて、会期は、本日から十二月八日までの十九日間と決定いたしました。

◎ 会議録署名議員指名

○議長（工藤慎康） 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、五番小笠原大佑議員、十八番木明和人議員、三十三番櫛引ユキ子議員を指名いたします。

◎ 議案上程及び提案理由説明

○議長（工藤慎康） 知事より、議案等が送付されましたので、配付しております。《登載省略》

議案第一号から議案第三十二号まで及び報告第一号から報告第七号までを一括議題とし、知事の説明を求めます。——知事。

○知事（宮下宗一郎） おはようございます。

本日ここに、県議会第二百二十四回定例会の開会に当たり、上程されました議案の主なるものについて、その概要を御説明申し上げ、御審議の参考に供したいと思います。

まず、議案第一号「令和七年度青森県一般会計補正予算案」について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、職員の給与改定に要する経費について、既計上の給与関係費の精査による増減額との調整を行った上で計上することとしたほか、陸奥湾ホタテガイ養殖業の再生に向けた緊急対策に要する経費、県税市町村交付金等に要する経費等について所要の予算措置を講ずることといたしたものであります。

また、社会資本整備総合交付金事業及び県費単独事業の早期発注に係る所要の債務負担行為を設定することといたしました。

その結果、今回の補正予算額は歳入歳出とも百四十一億七千三百十円余となり、これと既決予算額とを合計いたしますと、令和七年度青森県一般会計の予算規模は七千二百六十五億九千三百十円余となります。

以下、計上の主なるものについて御説明申し上げます。

まず、職員の給与改定に要する経費について申し上げます。

このたびの職員の給与改定においては、去る十月六日付の青森県人事委員会からの職員の給与等に関する報告及び勧告に基づき、給料月額の引上げ、期末手当及び勤勉手当の支給割合の引上げ等を行うこととしたしました。

その結果、給与改定経費としては四十八億十万余となります。既計上の給与関係費の精査による増減額との調整を行つた上で所要額を計上いたしました。

なお、一般職の期末手当及び勤勉手当の支給割合の引上げを踏まえ、知事等の特別職の職員及び県議会議員の期末手当について支給割合を引き上げることといたしております。

次に、給与改定経費以外のものについて申し上げます。

陸奥湾ホタテガイについては、近年、高水温による大量への死が続いております。特に今年は過去最長の高水温期間が記録されており、陸奥湾全域で行つた調査の結果は今後明らかになりますが、これまで以上の被害が想定されます。また、漁業関係者や市町村長等の皆様から、陸奥湾ホタテガイ養殖業の存続を危ぶむ声を伺いました。こうしたことをつけまえ、生産サイクルを回復させる緊急対策として、湾内の養殖業者が協力して来年一月から三月まで成貝の出荷抑制を行い、産卵後に出荷することとし、その出荷抑制によつて生じる損失を補填するための基金造成の支援に要する経費を計上いたしました。さきの九月補正予算における

採苗体制の強化や経営資金の支援などと合わせて総合的な対策を着実に進め、陸奥湾ホタテガイ養殖業の再生を図つてまいります。

このほか、計上した経費の主なものといたしまして、県税収入及び地方消費税清算金収入に基づく地方消費税清算金及び地方消費税交付金等に要する経費、県内における診療所の承継、開業の支援に要する経費などについて計上いたしております。

以上が歳出予算の概要であります。

次に、歳入予算について申し上げます。

今回の補正予算の主なる財源としては、歳出との関連等において、国庫支出金等について、増減額を調整の上、計上したほか、県税百六億九千七百三十万円余及び地方消費税清算金四十四億四千六十万円余を計上するとともに、普通交付税十億七千九百三十万円余を減額計上いたしました。

このほか、公共工事の施工時期の早期化及び平準化を図るため、道路事業等の早期発注を行うこととし、社会資本整備総合交付金事業について四十三億四百三十万円、県費単独事業について四十億五十万円余の債務負担行為をそれぞれ設定することといたしました。

以上が令和七年度青森県一般会計補正予算案の概要であります。

このほか、上程されました議案の主なるものについて御説明申し上げます。

議案第一号から議案第九号までは、特別会計六件及び企業会計二件の予算補正に係るものであります。

条例案については、議案第十号から議案第二十号までの十一件であります。

その主なるものとして、議案第十号「青森県政党交付金に係る都道府県提出文書写し交付手数料徴収条例案」は、政党交付金に係る都道府県提出文書写し交付手数料の徴収に関し、必要な事項を定めるものであります。

議案第十一号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」及び議案第十三号「青森県議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例案」は、知事等の特別職の職員及び県議会議員の期末手当の支給割合を改めるものであります。

議案第十二号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」

及び議案第十六号「青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案」は、青森県人事委員会からの職員の給与等に関する報告及び勧告に基づき、職員の給料月額並びに初任給調整手当、通勤手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の額等を改定し、並びに義務教育等教員特別手当の支給基準を改める等の改正を行うものであります。

議案第十七号「義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例案」及び議案第十八号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案」は、教育職員の処遇の改善を図るため、教職調整額の額を段階的に引き上げる等の改正を行うものであります。

以上をもちまして、提出議案の概要について御説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、御質問に応じ、本職をはじめ関係者から詳細に御説明申し上げたいと思います。

何とぞ、慎重御審議の上、原案のとおり御議決並びに御同意を賜りますようお願い申し上げます。

#### ◎ 決算特別委員会審査報告

議案第十九号「青森県政治資金に係る収支報告書等写し交付手数料等徴収条例の一部を改正する条例案」は、確認書の写しの交付に係る手数料を政治資金に係る収支報告書等写し交付手数料として徴収する等の改正を行うものであります。

議案第二十号「青森県議会議員及び青森県知事の選挙における選挙運動自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例案」は、公職選挙法の改正により、個人演説会告知用ポスターが廃止されたことに伴う所要の整備を行うものであります。

その他の議案は、議案第二十一号から議案第三十二号までの十二件、報告案件は七件であります。

その主なるものとして、議案第二十四号から議案第二十九号までの「公の施設の指定管理者の指定の件」六件は、いずれも公の施設の指定

管理者を指定するものであります。なお、今回の補正予算案において、指定管理委託料に係る所要の債務負担行為を設定いたしております。

議案第三十一号「公立大学法人青森県立保健大学の中期目標の策定の件」は、公立大学法人青森県立保健大学が達成すべき業務運営に関する中期目標を定めるものであります。

議案第三十二号「青森県教育委員会委員の任命の件」は、青森県教育委員会委員新藤幸子氏の任期が来る十二月二十六日をもつて満了いたしますので、後任の委員として久慈美穂氏を任命いたしたく、御同意を得るためのものであります。

以上をもちまして、提出議案の概要について御説明申し上げました  
が、議事の進行に伴い、御質問に応じ、本職をはじめ関係者から詳細に  
御説明申し上げたいと思います。  
何とぞ、慎重御審議の上、原案のとおり御議決並びに御同意を賜ります  
ようお願い申し上げます。

○議長（工藤慎康） 決算特別委員長から委員会審査報告書が提出され  
ましたので、配付しております。

◎ 決算特別委員長報告

青森県議会議長 工藤慎康殿

決算特別委員会委員長 蛭沢正勝

○議長（工藤慎康） 第二回定期例会において継続審査に付されました議案第十七号、議案第十八号及び議案第二十一号から議案第一四号までを一括議題として、決算特別委員長の報告を行います。

決算特別委員会委員長、三十番蛭沢正勝議員の登壇を求めます。――

委員会審査報告書

本委員会は付託された案件について審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告する。

記

審査年月日	令和7年10月9日、10日及び14日の3日間
審査案件	議案第17号 青森県工業用下水道事業未処分利益剰余金の処分の件 議案第18号 青森県病院事業建設改良積立金の目的外使用の件 議案第21号 決算の認定を求めるの件 議案第22号 青森県工業用下水道事業会計の決算の認定を求めるの件 議案第23号 青森県病院事業会計の決算の認定を求めるの件 議案第24号 青森県下水道事業会計の決算の認定を求めるの件 以上、第323回定期例会提出議案6件
審査結果	議案第17号及び議案第18号 可決 議案第21号、議案第22号、議案第23号及び議案第24号 認定

○決算特別委員会委員長（蛭沢正勝） 決算特別委員会の審査の経過並びに結果について御報告申上げおず。

当委員会は、十月一日、第三回定期例会において委員113人をもって設置され、付託された議案第十七号、議案第十八号及び議案第二十一号から議案第一十四号までの六議案は、閉会中の継続審査に付されました。閉会中の委員会は、十月九日、十日及び十四日の三日間にわたりて開催され、審査の結果、議案第十八号は多数を持って、議案第十七号は満場一致をもって原案どおり可決し、議案第二十一号及び議案第二十二号は多数をもって、議案第一十一号及び議案第一十四号は満場一致をもって原案どおり認定いたしました。

以下、審査の過程における質疑の主なゆゑの立てごと、やの概要を申し上げおず。

「県債発行額の増加を踏まえた今後の財政運営について、県の見解を伺いたい」との質疑に対し、「令和六年度の県債発行額は前年度より増加したが、これは主に交付税措置のある有利な地方債が増加した」とするもので、県では、引き続き、公共施設の老朽化対策をはじめとする施設整備やインフラ整備を着実に進めていく必要がある」とか、「県債残高等の財政指標を注視しつつ、国庫補助金や有利な地方債を積極的に活用しながら、適切に財政運営を行っていく」への答弁がありました。

一つ、温室効果ガスの排出抑制対策の推進について

一つ、地域スポーツクラブ活動体制推進事業の取組について

一つ、弘前大学医学部入学生特別対策事業の取組について

一つ、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る市町村と連携した防災

対策事業の取組について

一つ、国スポ・障スポに向けた競技力向上・機運醸成について

一つ、農地中間管理機構事業の取組について

一つ、ボールパークの整備について

等の質疑があり、それぞれ答弁がありました。

以上、審査の概要を申し上げ、報告を終わります。

○議長（工藤慎康） これをもって決算特別委員長の報告を終わります。

◎ 決算特別委員長報告に対する質疑

○議長（工藤慎康） ただいまの報告に対しても質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤慎康） 質疑なしと認めます。

◎ 決算議案に対する討論

○議長（工藤慎康） これより討論を行います。

討論は議題外にわたらないよう簡明に願います。

一部反対討論、二十四番田端深雪議員の登壇を許可いたします。——  
田端議員。

○二十四番（田端深雪） 日本共産党の田端深雪です。日本共産党議員団を代表し、一部反対討論を行います。

議案第二十一号「決算の認定を求めるの件」、議案第二十二号「青森

県病院事業会計の決算の認定を求めるの件」について反対いたします。  
以下、反対理由を述べます。

議案第二十一号についての主なる理由は、原発核燃推進を前提にしていることです。国は、二〇一一年の東京電力福島第一原発事故後、二〇一四年の第四次エネルギー基本計画において、事故の反省とともに、原発について、可能な限り依存度を低減するとしたものの、まるで東京電力福島第一原発事故がなかったかのように、二〇二四年の第七次エネルギー基本計画では、その文言を削除して原発回帰しました。本県はそのことに対しても批判することなく、原発推進政策に協力する立場を取り続けています。

原発核燃サイクル事業の中核となる再処理工場は、これまでの二十八年間で二十七回の竣工延期が繰り返されており、原発の再稼働を進めることは、行きどころのない使用済核燃料を増やし続けることになります。また、最終処分地が決まらない中で、既に高レベル放射性廃棄物、いわゆる核の「ごみ」、ガラス固化体千八百三十本が六ヶ所高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターにあります。

使用済核燃料は、再処理されなければ、高レベル放射性廃棄物、いわゆる核の「ごみ」になります。推進、廃炉いずれにしても、原発関連施設は管理し続けなければなりません。災害が甚大化していることからも、東京電力福島第一原発事故時の状況を重要な参考として、複合災害を見据え、県民の命と健康を守るためにの対策が不可欠になります。

その立場から、決算特別委員会において、原子力防災訓練について、UPZ圏内の住民の避難を中心とするだけでは県民の被曝を防げないのではないかと質問しました。それは、日本地質学会の資料によれば、実際の事故では、UPZ圏外にある飯舘村、さらに、風に乗つて、福島市、二本松市、本宮市、郡山市などが放射性物質によって濃厚に汚染され、関東圏にも広範囲に広がったからです。避難後、そのまま帰還困難区域になつた地域が多くありました。いまだに戻れない地域もあります。

私たちは将来どのような青森県の姿を望むのか、描いていくのかが問われています。

教員不足や不登校の増加、多様な支援を要する子供たちの対応に苦慮する現場からの一番の要求である、さらなる少人数学級拡充と正規職員の増員について踏み込んだ対策が取られなかつことは問題です。また、人口流出の大きな要因である、特に女性の賃金の低さと不安定な非正規雇用の解消は重要と考えますが、県庁内においては、最も報酬水準が低い会計年度任用職員のほとんどが女性であるように、賃金格差の改善が進んでいないことは大きな課題だと指摘しておきます。

一方で、学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金の活用により、令和六年度において全市町村の学校給食費が無償化となり、高校生までの医療費無償化については三十七市町村まで広がりました。今年度で全市町村に進んだことは大いに評価いたします。副食費無償化は二十二市町村、ゼロ、二歳の保育料無償化は一部無償化も含めて二十市町村となりました。今後、全市町村へと広がることを期待するものです。

議案第一一十三号、青森県病院事業会計の決算の認定を求めるの件につ

いて、共同経営・統合新病院に係る基本計画が策定されましたが、整備場所決定の過程において住民の合意が十分とは言えず、ヘリポートや駐車場等、周辺の整備等について地元との合意づくりに課題が残っていると考えます。

以上をもちまして、一部反対討論といたします。

○議長（工藤慎康） 一部反対討論、四十八番鹿内博議員の登壇を許可いたします。——鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） おはようございます。無所属、鹿内ですが、一部反対討論を行います。

反対の議案は、十八号、二十一号、二十三号であり、他の議案は賛成であります。以下、反対の主な理由を述べます。

まず、議案第二十一号、令和六年度決算の認定の件でありますが、そ

の一は、令和六年度において、宮下知事は、これまでの北村、木村、三村県政同様、国の原発、核燃料サイクル推進政策に協力し、次の世代に不安と苦悩と負の遺産を増やす政策を進めたことは、知事の掲げる青森新時代、青森大変革、こどもまんなか逆行し、賛同はできません。

まず、昨年八月九日にむつ中間貯蔵施設の安全協定を締結し、それにより、昨年九月二十六日に新潟県東京電力柏崎刈羽原発から使用済核燃料が搬入をされたことになります。この時点では、五十年以内に中間貯蔵施設からどこに搬出されるかは決定されていません。正式に六ヶ所再処理工場が搬出先とされたのは、今年二月に閣議決定された第七次エネルギー基本計画であります。昨年十二月二十四日に開催された核燃料サイクル協議会で、知事は国に搬出先の確認を求め、それに対して経済産業大臣から、六ヶ所再処理工場へ搬出する方針を審議会で提示した、次期エネルギー基本計画の原案に盛り込んだとの回答がありました。したがって、昨年八月の安全協定締結、また、九月の搬入時も、知事が求めれる環境と条件が全く整っていない時点での判断で、拙速と言わざるを得ません。

六ヶ所再処理工場に搬出されても、同工場は建設着工して三十二年たつても、いまだ本格操業できない工場で、そういう工場が五十年、七十年先に安全に操業されている保証はありません。また、この問題に責任は私が持りますという人はどこにもいません。仮にむつ市から搬出されても、六ヶ所再処理工場で再処理されなければ、六ヶ所村で核のごみとなるか、あるいは、むつ市から搬出されず、むつ市で核のごみになるか、そのいずれかの可能性は高く、安全協定締結の宮下知事の判断は、下北半島に核のごみが増える可能性を高め、県民の不安と苦悩を増やしたことと言わざるを得ません。

次に、高レベル放射性廃棄物搬出期限の問題であります。

昨年十一月の核燃料サイクル協議会で、知事は搬出期限の遵守と取組の確認を求め、それに対し大臣は、事業者がこの約束を遵守するよう

国として指導すると回答し、電事連会長も搬出期限の遵守のための検討をしていると回答がありました。その検討内容は明らかになつていません。

しかし、知事が大臣と電事連会長と直接会談をしながら、最終処分場が二〇四五年までに操業できるのか、できなければ処分場以外への搬出を検討しなければならないとの核心的問題について、なぜ議論しなかつたのでありますか。残り一十年では最終処分場への搬出は不可能であり、検討が遅れば、それだけ六ヶ所村からの搬出が困難になり、下北半島が核のごみ捨て場にまた一步近づくことになり、そのような知事の対応は容認はできません。

その二是、令和六年度に作業を進めた県自然・地域と再生可能エネルギー共生条例並びに同条例に係る税条例には賛同できないからであります。

その主な理由であります。まず、これまでの環境アセスメント制度における知事の意見で、守るべき地域等として、保安林、あるいは重要な鳥生息地（IBA）や天然記念物のイヌワシやクマタカ等を求めていたにもかかわらず、条例では、それらの地域と種が再生可能エネルギー事業が不可能な保護地域ではなく、可能な保全地域と調整地域での配慮すべき地域と事項とされ、再エネ可能となり、現行のアセス制度よりも後退であります。

次に、下北半島のニホンザルの生息地や小湊等のハクチョウの飛来地は保護地域とされました。その地域は文化財保護法で規定された限られた地域で、広範囲に活動するニホンザルやハクチョウ等を保護するには、もつと広い地域を保護地域としてゾーニングすべきであります。

さらに、区域境界が不明確な、貴重な動植物はゾーニングの手法では保護できないために、ゾーニングだけではなく、種を特定して別に定め、保護すべきであります。また、再エネ事業可能な共生区域を認める手続は市町村の役割が多く、その判断、基準がガイドラインに示されている

としていますが、曖昧で、かつ住民参加の保障も曖昧で、市町村によつて異なる判断が示されることになり、県の制度としては望ましくないものと考えます。しかも、景観や渡り鳥のように広域的に活動する動植物への対応は、当該市町村に限らず、周辺市町村にも及ぶケースもありますが、その対応も市町村任せではなく、県が主導して対応すべきであります。ですが、ガイドラインでは曖昧であります。

そのガイドラインは原案の公表が遅れ、五月二十三日から六月二十一日までパブコメを行い、七月一日に施行されました。県議会の議論を求めるところなく決定され、有識者会議、県環境審議会、県環境アセス審査会や市町村の意見がどのように反映されたのかも不明であります。特に共生区域には共生税を課税しないとなり、再エネ施設が増え、守るべき自然、文化、歴史、景観等、貴重な財産を次世代に引き継ぐことがより困難になるものと考えます。

最後に、議案第十八号、二十三号は、県病院事業会計の決算に係る議案であります。三月二十八日に策定された県立中央病院と青森市民病院の統合新病院の基本計画に同意できないことを去る九月定例県議会の議案に係る反対討論で述べておりますので、この場では割愛をさせていただき、私の一部反対討論とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（工藤慎康）これをもつて討論を終わります。

◎ 決 算 議 案 採 決

○議長（工藤慎康）これより議案の採決をいたします。議案第十八号、

本件は委員長報告どおり原案に賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤慎康）起立多數であります。よつて、原案は可決されました。

- 15 -

議案第十七号、本件は委員長報告による原案に賛成の方は御起立を願いおず。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤慎康） 起立総員であります。よひて、原案は可決されました。

議案第一十一号及び議案第二十一号、以上二件は委員長報告による原案に賛成の方は御起立を願いおず。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤慎康） 起立多數であります。よひて、本件は認定されました。

議案第一十一号及び議案第二十四号、以上二件は委員長報告による原案に賛成の方は御起立を願いおず。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤慎康） 起立総員であります。よひて、本件は認定されました。

### ◎ 議会報告

○議長（工藤慎康） 議会報告として、第一号「例月出納検査の結果について」、第二号「職員の給与等に関する報告及び勧告について」、第三号「意見書の処理の結果について」、第四号「議員派遣の結果について」を配付しております。《議会報告第四号別紙は十一月八日訂正あり》

議会報告第1号 例月出納検査の結果について  
議会報告第2号 職員の給与等に関する報告及び勧告について

下記のとおり報告があつたので議会（第324回定期会）に報告する。

令和7年11月20日

青森県議会議長 工 藤 慎 康

記

#### 1 例月出納検査の結果について

令和7年10月8日付け青監查第149号  
(議会事務局に備え置いているので、配付を省略する。)

#### 2 職員の給与等に関する報告及び勧告について

令和7年10月6日付け青人委7第148号  
(各議員に配付済み。)

## 意見書の処理の結果について

下記について、別紙のとおり処理したので議会（第324回定例会）に報告する。

令和7年1月20日

青森県議会議長 工藤慎康

意見書名	医師確保や医師の地域偏在の解消に向けた施策の実施を求める意見書
提出先	衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣
処理年月日	令和7年10月6日
処理方法	郵送
関係部局長	財務部長、健康医療福祉部長

意見書名	国民のいのちを守るため、地域医療の経営の安定化支援を求める意見書
提出先	衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣
処理年月日	令和7年10月6日
処理方法	郵送
関係部局長	財務部長、健康医療福祉部長

## 議員派遣の結果について

別紙のとおり議会（第324回定例会）に報告する。

令和7年1月20日

青森県議会議長 工藤慎康

No. 1	
派遣議員	田名部定男、今博、鶴賀谷貴、高畠紀子、夏堀嘉一郎、小笠原大佑
派遣期間	令和7年10月22日から10月24日まで
派遣場所	1 岐阜県郡上市
及び目的	小水力発電「石徹白水力発電所」の取り組みに関する調査
2 岐阜県美濃市	岐阜県立森林文化アカデミーでの林業振興施策の取り組みに関する調査
3 岐阜県岐阜市	岐阜市立草津中学校での学びの多様化学校の取り組みに関する調査
4 愛知県名古屋市	(1) 愛知県でのペロブスカイト太陽電池推進の取り組みに関する調査 (2) 愛知芸術文化センターでの文化芸術活動の取り組みに関する調査
派遣結果	議員派遣結果報告書のとおり

No. 2

派遣議員	橋引ユキ子
派遣期間	令和7年11月10日
派遣場所	東京都千代田区
及び目的	道路の整備等に関する国土交通省等との五県合意見交換会出席
派遣結果	議員派遣終了報告書のとおり

No. 3

派遣議員	田中 順造、阿部 広悦、工藤 兼光、橋引ユキ子、夏堀 浩一、高橋 修一、成田 陽光、夏堀嘉一郎、大澤 祥宏、吉俣 洋、後藤 清安、鹿内 博
派遣期間	令和7年1月1日 令和7年1月11日 令和7年1月11日から1月12日まで 田中 順造、阿部 広悦、工藤 兼光、橋引ユキ子、夏堀 浩一、高橋 修一、成田 陽光、夏堀嘉一郎、吉俣 洋、後藤 清安
派遣場所及び目的	東京都港区 第25回都道府県議会議員研究交流大会出席
派遣結果	議員派遣終了報告書のとおり

◎ 議長休会提議

---

○議長（H藤慎康） 本職より提議があります。

お詫びいたします。議案熟考のため、明11月1日、11月15日及び11月17日間休会いたしたいと願っております。これに御異議あつまへんか。〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（H藤慎康） 御異議なしと認めます。よって、やむへ決定いたしました。  
なれば、11月11日から11月14日までは、県の休日ですから休会になります。

以上をもひて本日の議事は終了いたしました。

十一月11十七日は午前十時三十分から本会議を開きます。

本日はいれをもひて散会いたします。

午前十一時八分散会